

自然災害等における臨時休業等措置

| 措 置 | 事 由 | 備 考 |
|--|---|---|
| 臨時休業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 登校前に震度5弱以上の地震が起こった場合 (通学区域内〔茨木市、高槻市、摂津市、島本町〕のいずれかの地域で発生した場合) ○ 午前6時30分現在、台風圏内にある場合 (「北大阪」区域に暴風警報が発令されている場合) ○ 午前6時30分現在、通学区域内に「特別警報」が発表されている場合 ○ 午前6時30分現在、JR京都線と阪急京都線の両方の電車が運転を中止している場合 | 自動的に臨時休業とします。この場合、改めて連絡はしません |
| 臨時休業 又は 始業時刻 ・ 下校時刻 の変更 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 台風の接近が予想される場合 ○ 降雪や道路凍結または道路の損壊等により、通学バスの運行が不能となった場合 ○ 登校後、通学区域内に「特別警報」が発表された場合 ○ その他、予期しない事態が生じた場合 | <p>平常どおりを原則とし、臨時休業等の措置をとる場合は、すぐメールにて連絡をします。</p> <p>又、登校後に下校時刻の変更の措置をとる場合は、学校より各ご家庭に連絡します。</p> |

- 付記) ※通学バス運行の都合上、判断基準を午前6時30分現在としています。
- ※臨時休業などの措置をとる場合は「すぐメール」にて連絡をいたします。
- ※警報は『暴風』『大雨』『洪水』の3種類がありますが、『暴風警報』の場合のみ、自動的に臨時休業となります。
- ※なお、児童生徒が安全に登校できないと保護者が判断される場合は、登校させず学校に連絡してください。
- ※『特別警報』の場合は、いかなる場合も原則臨時休業とします。
- ※地震の場合の詳細は別途【地震に対する対応】に示しています。
- ※その他、やむを得ない理由で欠席する場合は、すみやかに学級担任に申し出てください。